

令和6年第2回加賀市農業委員会定例総会

令和6年2月22日(木)

開会（午後2時03分）	
事務局（宮下）	<p>これより令和6年 第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13 名のうち9名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、14日に南出委員、谷口委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和6年第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>11番 竹野委員、12番 福嶋委員を指名します。</p>
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>説明させていただきます。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>議案第4号 [] から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番は、[] の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、農業廃止により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻や果樹を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。</p> <p>整理番号2番は、[] の借受人が町内の農地を使用貸借するものです。借受人の農地借入後の経営面積は338aです。この農地は町内の貸付人が所有していますが、経営移譲年金受給のため10年間使用貸借するものです。借受人は同居の親族であり、以前より貸付人から借り受けて耕作していたもので、再度使用貸借することとなったものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決</p>

<p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>定について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は、新規設定の使用貸借が2件、面積 20,500 m²です。</p> <p>1 件目は、県の農業総合支援機構を經由し [] が 10 年間の契約を結ぶものであり、受人の経営面積は 152a です。尚、 [] 名義の耕作面積は 729a です。</p> <p>2 件目も県の農業総合支援機構を經由し、 [] が 10 年間の契約を結ぶものです。</p> <p>以上この2件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第6号 競売買受適格証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>南出委員</p>	<p>次に、議案第6号 競売買受適格証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、南出委員から報告をお願いいたします。</p> <p>報告いたします。去る2月14日に、私と谷口委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>整理番号1番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>本件は、競売に係る案件です。競売物件は [REDACTED] にあり、地目は田、面積は519㎡、転用目的は駐車場建設です。申請者は競売物件を取得し、周辺のアパート用の駐車場を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。申請者が競売の落札者となった場合、落札金を納入しますと売却決定通知があります。申請者はこの通知書を添付して、5条の許可申請を行います。農地法5条許可申請については、再度農業委員会に諮ることはせずに、県に進達することを併せてお諮りします。説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第6号競売買受適格証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長） 南出委員</p>	<p>次に、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、南出委員から報告をお願いします。</p> <p>報告します。</p>

議長（中村会長）	<p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、田、面積276㎡、転用目的は自己住宅建設です。申請者は現在の住宅が手狭になったため、申請地で自己住宅を建設するものです。申請地は第二種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>この農地の分筆前の面積はどれくらいありましたか。そして、残りの農地はどうするのですか。</p>
事務局（橋本）	<p>分筆前の面積は500㎡です。この農地は長い間耕作されておらず、そのまま保全管理の状態になると思います。</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにご意見、ご質問等はありませんか。なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、南出委員から報告をお願いします。</p>
南出委員	<p>報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界</p>

	<p>には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。2番は既に砂利が敷かれていました。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	<p>1番は [REDACTED] にあり、2筆、面積計590㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [REDACTED] にあり、田、面積347㎡、転用目的は自己住宅建設です。この案件は詳しい年月や経緯は不明ですが、既に砂利が敷かれたものです。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
	（意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。
	<p>議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
報告 第2号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告第2号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	農地貸借の合意解約の届出がありましたので、報告いたします。今月の届出はこの1件で、合計1筆533㎡の面積です。県の農業総合支援機構いわゆる中間管理機構を通じ、平成28年12月から令和8年4月まで賃貸借による10年間の利用権設定で、加賀市の計画でした。その計画内容に対し、今回、双方の合意による解約申請書が提出されたものです。
議長（中村会長）	以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題は無く、妥当と考えます。説明は以上です 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	なければ、終わります。
報告 第3号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第3号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 (活動実績等を報告)

議長（中村会長）	なければ、以上をもちまして、令和6年 第2回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後2時50分）	